

議案第122号

指定管理者の指定について議決を求める件

指定管理者の指定について、鹿児島県公の施設に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター

2 指定管理者 福岡市博多区店屋町4番8号

鹿児島国際交流促進センター

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの指定管理者を指定しようとするものである。